

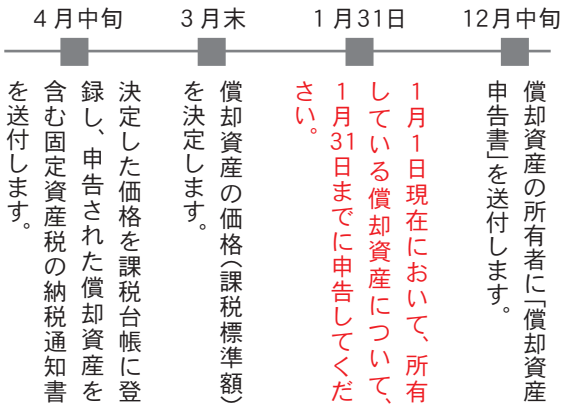
**法人事業者・個人事業者の皆さんへ
1月31日までに償却資産の申告を！**

税務課（内線532・534）

法人や個人で、工場・商店などを経営している方や、アパート・駐車場を貸し付けている方が、事業用に使っている構築物・機械・備品などを償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

償却資産を所有している方は、1月1日現在に所有している償却資産について、1月31日までに申告する必要があります。

■申告から課税までの流れ



■償却資産の種類

構築物	広告塔、路面(駐車場)舗装、フェンス、門など
機械、装置	各種製造設備などの機械および装置、クレーン等建設機械など
船舶	漁船、貨物船、ボートなど
車両、運搬具	大型特殊自動車(フォークリフト・シャベルローダー)など
工具器具、備品	パソコンなどの事務機器類、陳列ケース、医療機器、測定工具、自動販売機、エアコンなど

※車両、運搬具について、自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは該当しません。

※償却資産の種類や業種別償却資産について、詳しくは税務課にお問い合わせください。

=12月の市税納期=

今月の市税の納期は次のとおりです。

	納期限	口座引落日
国民健康保険税 普通徴収 (第6期)	12月27日(月)	12月24日(金)

■問い合わせ 税務課収納担当(内線548・549)

12月議会

傍聴してみませんか!

本会議は原則として公開されていますので、どなたでも傍聴できます。

12月市議会定例会の日程

月	日	内 容
11	30(火)	本会議 ①決算審査特別委員長報告 ②議案上程、提案理由の説明
	3(金)	議案質疑、委員会付託
	9(木)	一般質問
	13(月)	"
	14(火)	委員会 各常任委員会(総務委員会)
12	15(水)	" (民生文教委員会)
	16(木)	" (産業建設委員会)
	17(金)	"
	24(金)	本会議 ①委員長報告(質疑・討論・表決) ②その他 (閉会)

■問い合わせ 議会事務局(内線606・607)

年末年始のごみ・し尿収集

■ごみの収集(休み)

全地区	12月31日(金)～1月3日(月)
-----	-------------------

※詳しくは、ごみカレンダーをご覧ください。

■し尿くみ取り(休み)

本庁地区	12/29(水)～1/4(火)	南伊予環境保全 ☎982-2587
中山地区	12/29(水)～1/3(月)	大山衛生社 ☎984-1699
双海地区	12/28(火)～1/3(月)	南松下衛生社 ☎987-0230

年末年始は特に混み合います。早めに依頼しましょう。

人工内耳用電池購入費助成制度のお知らせ

福祉課(内線553)

市では、聴覚障害により、人工内耳を装着している方に対して、人工内耳用電池の購入費の一部を助成します。

■対象者

身体障害者手帳(聴覚障害)をお持ちの方で、伊予市在住の人工内耳装用者

■対象品目

人工内耳用電池

■基準額

月額2000円(原則、自己負

担1割)

■申請に必要なもの

身体障害者手帳、購入希望物品の見積書、または領収書、人工内耳装用者カード、印鑑。

※人工内耳とは、重度の難聴者で補聴器でも効果の少ない方が、聞こえの神経を音の代わりに電気で刺激し、脳で音やことばの感覚を得ることが出来る装置のことです。

平成23年度「翠小学校」校区外通学の募集 募集期間が、12月14日(火)までに変更になりました

学校教育課(内線716)

広報いよし10月号でお知らせした「翠小学校校区外通学の募集」について、申請締切日が次のとおり早まりました。

希望者は、期限までの提出をお願いします。

■申請方法

校区外通学を希望する方は、翠小学校、または学校教育課に置いてある「校区外通学許可申請書」に必要事項を記入し、学校教育課に提出してください。

■変更後の申請締切日

12月14日(火)

※応募資格など詳しくは、広報いよし10月号12ページをご覧ください。

意見公募手続制度による意見を求めます

下水道課(内線576)

市では、伊予市意見公募手続条例に基づき、次の1件について、市民の皆さんからの意見を募集します。

■政策等の名称

伊予市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(案)

■閲覧場所

・市役所1階ロビー
・中山・双海地域事務所

■閲覧期間・意見の提出期間

12月6日(月)～27日(月)

※伊予市ホームページ(<http://www.city.yoigo.jp>)で見ることができます。

■意見の提出方法

意見提案書(所定の様式)に必要事項を記入し、直接持参、郵便、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。

■提出先・問い合わせ

下水道課(〒799-3193、伊予市米湊820番地、☎982-1708、Eメール gesuidou@city.yoigo.jp)

12月1日(水)～31日(金)

市町村税・県税一斉滞納整理強化月間

愛媛県・県内全市町・愛媛地方税滞納整理機構は、12月を「市町村税・県税一斉滞納整理強化月間」として、地方税の滞納を一掃するため、預金・給与・売掛金・自動車などの差し押さえをはじめとした滞納整理に一斉に取り組みます。

※愛媛地方税滞納整理機構では、不動産公売やインターネット公売を随時実施しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。

■伊予市の取り組み

平成22年度(11月5日現在)における滞納処分状況

不動産	預貯金	生命保険
1件	9件	29件

■問い合わせ

○伊予市税務課収納担当(内線548)
○愛媛地方税滞納整理機構
☎913-5800
ホームページ(<http://www.ehime-kikou.jp/>)

地方税の滞納を許しません!!

**農業委員会委員選挙人名簿
1月10日(月)までに登録申請書の提出を!**

農業委員会事務局 (内線577)

次の要件に該当する方からの申請により、毎年1月1日現在の状況を農業委員会で審査・判断し、それを基に選挙管理委員会が調製します。

■登録の要件

- ①伊予市に住所を有する方
- ②20歳以上の方(平成3年4月1日以前に生まれた方)
- ③10アール以上の農地で耕作の業務を営む方
- ④③の耕作を営む方の同居親族、または配偶者で、年間60日以上耕作を営む方

作に從事している方

※農地を10アール以上所有していても、貸付などにより、実際に10アール以上の耕作面積がない場合は該当しません。

■提出期限

平成23年1月10日(月)

■申請書の配布方法

○現在、名簿に登録されている方
各地区の農業委員を通じて、申請書を配布します。(12月中旬)

○現在、名簿に登録されていない方
各地区の農業委員、または農業委員会事務局にご連絡ください。

農業者年金に加入しませんか?

■対象者

60歳未満で国民年金一号被保険者で、年間60日以上農業に従事する者。(農地を持たない農業者や家族従事者も可)

■保険料

月額2万円〜6万7千円。千円単位で設定自由で変更も可能。(認定農業者等の要件を満たしている場合国庫補助あり)

■農業者年金の特徴

- 支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象(通常の個人年金の場合は控除額の上限は5万円)
- 積立方式で安心した財政運営を行います。
- 80歳保証付の終身年金制度です。もし、加入者が80歳前に死亡した場合は、80歳までに受け取るはずであった年金の現在価値相当額を死亡一時金として遺族の方が受給できます。

伊予農業振興地域整備計画の変更案の縦覧について

産業経済課 (内線574)

市では、農業振興地域整備計画の全体見直し作業を行っていただきます。農業振興地域の整備に関する法律に基づき、次のとおり変更案の縦覧を行います。

■縦覧場所

伊予市産業経済課、中山・双海地域事務所

■意見書の提出・問い合わせ

伊予市産業経済課

■縦覧期間

12月20日(月)まで(8時30分〜17時15分、土・日曜日を除く。)

※全体見直し作業では、個別除外、編入については取り扱っていませんが、随時、相談を受け付けています。

ホフ ステッフ 消費者力

◆2つの「2011年」問題に便乗した商法にご用心

住宅用火災警報器の設置義務化

既存住宅も、来年5月31日までの設置が義務化されています。住宅用火災警報器を設置していれば、万一火災が起こっても早期発見と避難が可能です。

○悪質商法の手口…消防署や市役所などを語って訪問し、勝手に配線工事をして高額な費用を請求。

地上デジタルテレビ放送への移行

来年7月24日以降は、現在のアナログ放送が終了予定です。情報量の増加やサービスの充実を目的とします。

○悪質商法の手口…総務省職員やテレビ局職員を名乗ってアンテナ工事代金を請求。

※事前の情報収集、家族や周囲の人と相談しながら、よく検討しましょう。身に覚えのない請求、疑わしい機器や工事の勧誘を受けた場合は、すぐ相談しましょう。

お問い合わせ・ご相談は、**消費者相談窓口(産業経済課)**

専用電話 ☎982-1289

※月・水・金曜日は、専門の相談員が対応します。

国民年金は世代と世代の助け合い制度です

健康保険課（内線547）

国民年金制度は、国民すべてが加入し、若い世代が年金を受給する世代を支える仕組みになっています。

国民年金の給付には、年を取ったときの生活の支えとなる「**老齢基礎年金**（※1）」があります。このほかにも、万一のけがや病気などが原因で障害者になったときに支払われる「**障害基礎年金**（※2）」や、死亡したときに支払われる「**遺族基礎年金**（※3）」などがあります。

ただし、保険料を納め忘れると給付額が少なくなったり、場合によっては受けられなくなったりします。保険料は、納付期限から2年を過ぎた場合、後で納めたくても納めることができなくなります。

※1 老齢基礎年金：原則として、保険料を納めた期間と免除された期間などをあわせて25年以上ある方が、65歳に達したときに請求することで受給できます。なお、納めた保険料によって受け取る年金額が変わります。

※2 障害基礎年金：原則として、国民年金加入中に初診がある病気やけがで障害者になったときに支給されます。ただし、保険料納付についての条件があります。

※3 遺族基礎年金：国民年金に加入している方、または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したときに、その方の子のある妻、または子に支給されます。ただし、保険料納付についての条件があります。

■問い合わせ

松山西年金事務所（☎92515105）、または健康保険課。

日本年金機構のホームページには、年金に関するQ&Aや、金額簡易試算シミュレーションなどが掲載されています。ぜひご覧ください。

○日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

＝ 市内の交通事故状況 ＝

（10月末日現在）

	10月	累計	前年比
発生	13件	143件	- 31件
死者	0人	3人	+ 2人
傷者	13人	193人	- 39人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

（10月末日現在）

	10月	累計	前年比
侵入盗	3件	31件	- 25件
自動車盗	0件	4件	- 3件
オートバイ盗	3件	15件	- 1件
自転車盗	3件	47件	+ 3件
車上ねらい	0件	31件	- 7件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務（簡易な修理は除く）は、次の当直水道指定工事業者ににご相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
12	4(土)	K・シマダ	下吾川 983-6553
	5(日)	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
	11(土)	(有)栄電機設備	中山 967-1318
	12(日)	(株)伊予設備	米 湊 983-4613
	18(土)	岩井水道工業所	大 平 983-3066
	19(日)	藤岡工業(株)	上 灘 986-0350
	23(木)	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
	25(土)	未来設備	尾 崎 983-5282
	26(日)	功栄設備	中 村 982-5888
	29(水)	(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398
	30(木)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
	31(金)	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
1	1(土)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
	2(日)	(株)佐々木工業所	湊 町 983-0450
	3(月)	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
年末特別警戒を実施！

伊予市消防団では、12月25日(土)〜30日(木)の6日間、年末の特別警戒を実施します。期間中は、地域の消防団員が、夜間に消防車で管轄区域内を巡回するなど、火災の警戒にあたります。



住宅防火のちを守る

7つのポイント

- 《3つの習慣》
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 寝たばこは、絶対しない。
- ガスコンロなどのはそばを離れるときは、必ず火を消す。



伊予消防署 ☎ 982-0657

《4つの対策》

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために、**防災物品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 高齢者や体の不自由な方を守るために、**隣近所の協力的体制**をつくる。

もしものときの119番

《119番通報の方法》

- ①「火事」か、「救急」かを知らせる。
 - ②住所(場所、番地)
 - ③世帯主、または目標となるもの (近くの建物、交差点、橋など)
 - ④燃えているもの (救急の場合は傷病者の状態など)
- ※通報は、できるだけ詳しくお願いします。状況によって救急車、救助工作車、消防車などを同時出動させます。

《携帯電話での通報》

- ①携帯電話は、電波の状態で途切れる場合があるので、できるだけ一般加入電話を使用してください。
- ②電話をかける場所によっては、

市外の消防本部につながる場合がありますが、伊予消防署に転送されます。

③運転中は、必ず安全な場所に停車してから通報してください。

《いざというときのために》

救急車や消防車がくる前に、通報者ができることは数多くあります。火災であれば初期消火、救急であれば心肺蘇生や止血など。大切な財産を守り、かけがえのない生命を救うため、地域の消火訓練や救命講習などに積極的に参加しましょう。

消防水利付近は駐車禁止！

消火栓や防火水槽のある場所に駐車していると、火事になったときに迅速な消火活動ができません。消防水利施設の標識がある場所やその周辺には、駐車しないでください。



■伊予市管内の火災と救急出場件数(10月末日現在)

種別	10月分			累計		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	1	0	1	5	1	2
	2			8		
	1	0	1			
救急出場 件数	95	10	20	1,098	180	213
	125			1,491		
	95	10	20			

火災・救急 → 119
火災救急病院 案内 982-5959

平成23年5月31日までに『住宅用火災警報器』を設置しましょう



伊予市内のすべての住宅に、平成23年5月31日までに『住宅用火災警報器』の設置が義務付けられています。あなたを守る・家族を守る『住宅用火災警報器』を設置しましょう。

高質な訪問販売にご注意を！